

令和7年度第4四半期における懲戒処分について

「懲戒処分等の公表の取扱基準」に基づき、令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
に、地方公務員法に基づいて行った懲戒処分について、下記のとおりお知らせします。

なお、令和7年度の処分件数については別紙を参照願います。

記

No	処分事由	処分年月日	処分内容	※所属部局、職位等	※年齢	性別	事案の発生時期
1	法令・服務違反	R8. 2. 3	減給4月	農林水産部、一般級	28	男	R6
	≪事案の概要≫ 被処分者は、いわて環境の森整備事業の執行に当たり、事務処理の遅延を恐れ、未決裁のまま交付決定通知等を作成の上、公印をスキャンしたデータを不正に使用し、事業者に対して、交付決定通知等を交付したほか、虚偽の復命書を作成し、事業者から提出された施工地調書及び関係書類の日付等を改ざんの上、県森林整備課から施工地承認を得た。						
No	処分事由	処分年月日	処分内容	※所属部局、職位等	※年齢	性別	事案の発生時期
2	道交法違反	R8. 2. 18	戒告	農林水産部、主任主査級	55	男	R7. 11. 15
	≪事案の概要≫ 被処分者は、令和7年11月15日（土）午前11時15分頃、私用のため、自家用バイクで下閉伊郡岩泉町岩泉地内の国道455号を走行中、指定速度40km/時のところ、速度超過33km/時の交通違反を犯した。						
No	処分事由	処分年月日	処分内容	※所属部局、職位等	※年齢	性別	事案の発生時期
3	法令・服務違反	R8. 2. 20	減給5月	県土整備部、主査級	43	男	R6～R7
	≪事案の概要≫ 被処分者は、建設業許可事務処理要領に定められた満了通知書を自らの判断で送付しなかった上で、建設業許可の満了後に事業者の申請代理人から受けた相談に対し、本来新規申請をするよう指導すべきところ、更新申請をするよう誤った指導を行うとともに、提出された申請書の処理を失念し、相手方からの複数回の督促により、決裁を得ないまま過去の日付で誤った許可書を作成し、無断で公印を押印して相手方に交付した。						
No	処分事由	処分年月日	処分内容	※所属部局、職位等	※年齢	性別	事案の発生時期
4	法令・服務違反	R8. 2. 27	戒告	保健福祉部、主任主査級	54	女	R5～R6
	≪事案の概要≫ 被処分者は、管内事業者から提出された複数の障害福祉サービス事業所指定事務に係る届出等について、相当の期間審査せず放置し、または未決裁の状態にも関わらず報酬の請求・支払いに影響するシステムへの入力処理を行い、さらに、当該状況について所属及び後任に適切な報告・引継ぎを行わなかった。						

No	処 分 事 由	処 分 年 月 日	処 分 内 容	※所属部局、職位等	※年齢	性 別	事案の発生時期
5	道交法違反	R8. 3. 24	戒告	県土整備部、再任用職員	63	男	R6. 7. 2
	《事案の概要》 被処分者は、令和6年7月2日（火）午後3時34分頃、公務のため公用車を運転中、久慈市大川目町地内の道路において、不注意により対向車線にはみ出し、対向車線を走行してきた相手方車両に衝突し、相手方に軽傷を負わせるとともに、相手方車両に損害を与えた。						

※ 所属部局、職位等、年齢については、処分日時点のものであること。

別紙

【令和7年度：第4四半期合計】

※下段（）内：前年度同期合計

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令・服務違反	1	2			3
一般非行					
管理監督責任					
道交法違反	2 (1)	(1)			2 (2)
第4四半期合計	3 (1)	2 (1)			5 (2)

(単位：人)

【令和7年度：累計】

※下段（）内：前年度累計

処分事由	戒告	減給	停職	免職	累計
法令・服務違反	1 (2)	2			3 (2)
一般非行				1	1
管理監督責任					
道交法違反	6 (1)	1 (1)	1		8 (2)
累計	7 (3)	3 (1)	1	1	12 (4)

(単位：人)